



## 森林をお持ちの人へ、森林整備をお手伝い

### ふるさと里山再生整備事業

集落周辺の荒廃した里山整備に対し、必要経費を補助します。(上限：必要となる経費の90%)

### 民有林保育事業

林を手入れする委託経費に対し補助します(上限：国・県・市合わせて経費の80%)




## 市内産木材を使う補助金 南魚沼の木で家づくり事業

概要	個人住宅の新築、増築で使う市内産木材の購入費の1/3を補助(上限：50万円)
申請	市内の工務店が申請します。まずは市内の工務店にご相談ください ※予算に限りあり

※新潟県産材家づくり支援事業との併用も可能です。詳しくは、南魚沼地域振興局 林業振興課(☎772・8262)にお問い合わせください

## こんな時は、届出・報告が必要です

事前に届出が必要		事後に届出が必要	
森林の土地を売りたい、他人へ贈与したいなど  <b>水源地域の保全に関する県の条例</b> ・森林の譲渡などを行う人が対象(相続は対象外) ・売買契約などの30日前までに届出が必要	森林の近くで焼畑や害虫駆除などのために火入れをしたい  <b>火入れ許可申請</b> ・森林から1km以内の場所が対象 ・火入れする30日前までに申請が必要 ※野焼きを許可するものではありません	山に入って木を切りたい  <b>伐採及び伐採後の造林届出書</b> ・伐採と伐採後の造林届出書：伐採する30日前までに届出が必要 ・森林の状況報告：造林完了日から30日以内に報告が必要	森林の土地を相続した、他人から買った  <b>森林の土地所有者届</b> ・新たに森林の所有者になった日から90日以内に届出が必要
<b>【問合せ・提出先】</b> 南魚沼地域振興局 林業振興課 ☎772・8262	<b>【問合せ・提出先】</b> 農林課 農地林務班 ☎773・6663 ※上記の届出書などは、すべて市ウェブサイトからダウンロード可	詳しくは 	

### 林野火災に注意しましょう

春は空気が乾燥し、風が強いいため林野火災が起きやすい季節です。火入れを行う際には気象状況や周辺の状況に注意し、火の後始末を確実にいきましょう。  
 ※林野火災を発見したら、すみやかに消防(119番)へご連絡ください

火災原因内訳(令和5年) ※新潟県全体

